

(参考資料1)

## 追跡調査・評価の概要

本資料は、業務委託契約約款の協力事項に記載されております  
追跡評価及びそれに先立って実施する追跡調査の概要を説明した  
ものです。

追跡調査・評価に関する御質問は、下記までお願ひいたします。

### 追跡調査・評価に関する問合せ先

国立研究開発法人

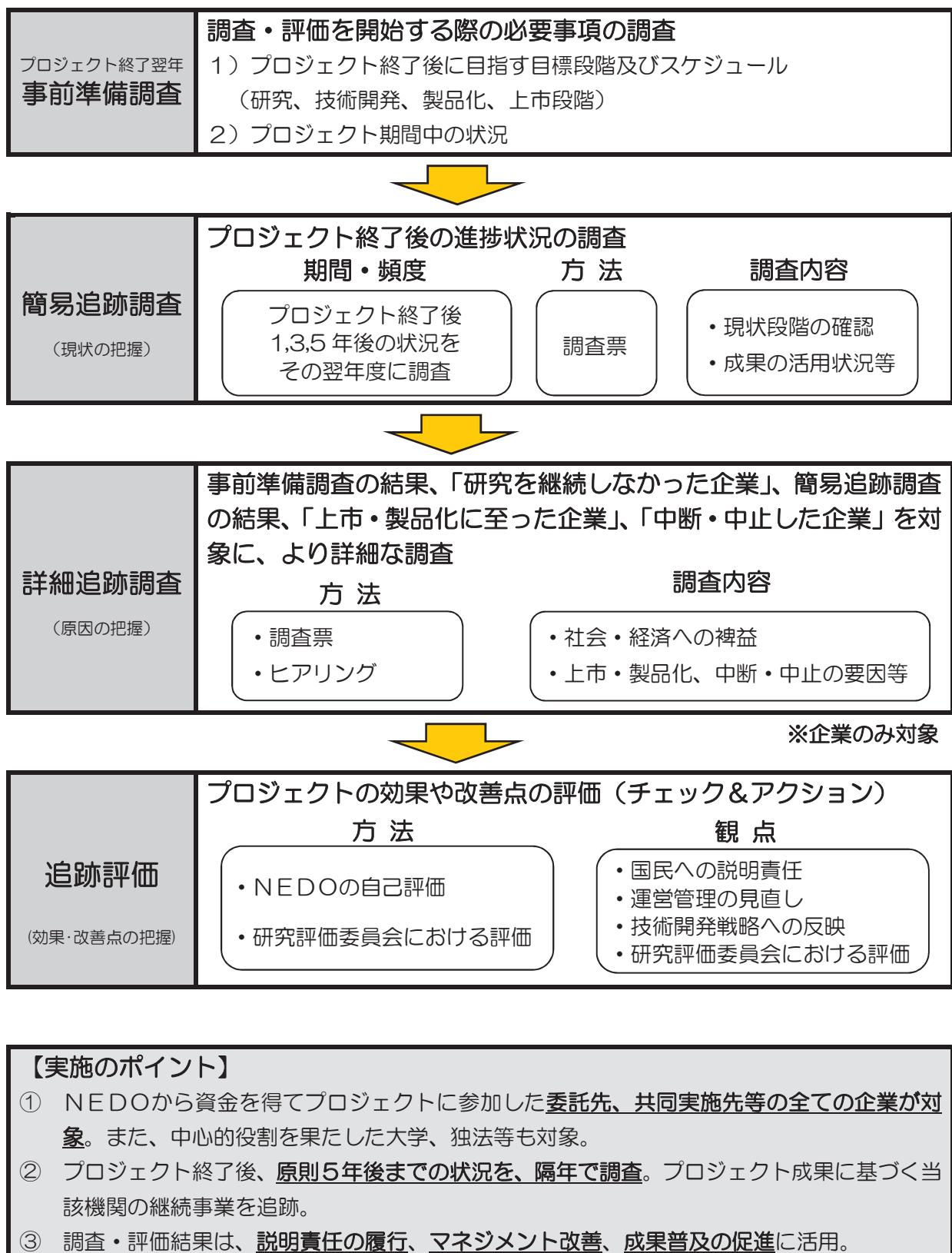
新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）

評価部

TEL：044-520-5160

FAX：044-520-5162

# 追跡調査・評価の進め方



## 「追跡調査・評価」に関する補足事項

### Q. 追跡調査・評価とは何ですか

A. NEDOプロジェクトに参加された実施者の皆様のプロジェクト終了後の取組状況を調査して、NEDOプロジェクトの社会への貢献度を把握したり、NEDOのマネジメント改善にいかしたりするものです。

実施者の皆様が終了後に進めた事業をNEDOが評価するものではありません。

実施者の皆様とは、委託先、再委託先、共同実施先、研究組合や集中研等を構成していた企業等です。

### Q. どのプロジェクトが対象なのですか

A. 研究開発プロジェクトが対象で、国際協力事業や導入普及事業は除きます。

### Q. 何のためにやるのですか

A. NEDOプロジェクトは国民の税金で賄われていますので、成果が世の中に貢献しているかどうかを一般の方にも知ってもらう必要があります。また、プロジェクトの運営管理や技術開発戦略への反映材料を得るために行います。

### Q. 実施者の企業等は何をすれば良いのですか

A. プロジェクト終了時に、追跡調査の御担当者を御連絡ください。

プロジェクト終了後1、2、4、6年目に追跡調査担当者宛に調査票をお送りしますので、御回答願います。

また、製品化を達成した場合や事業を中断した場合には、その状況を教えていただくための詳細追跡調査やヒアリング調査（一部の企業等）にも御協力願います。

必要に応じて、追跡評価にも御協力を願いする場合がございます。